

市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会に寄せられたメッセージです。

◎チェルノブイリでできたことがなぜフクシマではできないのか？

それは、国際原子力ロビーがチェルノブイリでの失敗（重松逸三を団長に国際的なチームを組んで、被ばくによる健康被害はないという結論を出したのに、チェルノブイリ原発事故被災者を納得させることができます、チェルノブイリ法の制定を許したこと）は、彼らにとれば失敗だったのです。）を教訓にして、フクシマでは、（彼らにとって）最善の方法をとったからです。すなわち、なるべく避難させない、安全宣伝を徹底する、国際的な権威（がありそうな団体名）を使う、最も大切な初期被ばくのデータをとらない、その後の健康被害も可能な限り調べない、健康被害の兆候が出てきても、屁理屈をつけて原因が被ばくであることを否定する、被災者を分断してお互いに反目させる等々。

これに対し、住民の側はあまりに無防備でした。何の準備もありませんでした。何の準備もしていなかった人々に対し、被ばくによる健康被害から目をそらさせることは簡単です。ウソも100度言えば、本当のように聞こえます。福島原発事故では健康被害は出ないと、繰り返し主張し、そう信じたい人たちに寄り添って、「復興、復興」と掛け声をかけ、被ばくのリスクを主張する人たちには「風評被害をあおる」と攻撃すればよい。

しかし、私たちや私たちに続く将来の世代の生活や健康を彼らに差し出すことはできません。多くの市民は、粘り強く反被ばくの運動を続けてきました。そして、その一つの結実として、本日の「チェルノブイリ法日本版の会」の設立があります。

県民健康調査のデータすら隠され、毀損されようとしている現在、甘い見通しを持つことはできませんが、世界の人々に対する責任、子どもや将来の世代に対する責任を果たすための運動として、この会の持つ意味は大きいものがあります。今の政府の被ばく政策を軌道修正させることができなければ、この被ばく政策は、今後、世界で予想されている原発事故の際の被ばく対策のモデルにとされてしまします。

私たちは、世界の人々に対し、将来の世代に対し、限りない責任を負っていることを自覚しなければなりません。

（井戸謙一、脱被ばく裁判弁護団長）

チェルノブイリ法とは

被ばくから、命・健康を最大限守るために、チェルノブイリ事故5年後の1991年に旧ソ連で制定され、ソ連崩壊後にロシア・ウクライナ・ベラルーシに引き継がれた法律。

国家の加害責任を明記し、放射能から生命を守る生存権を保障した、放射能災害に関する世界で最初の人権法です。追加被ばく線量年間1mSvを基準に、移住・避難・保養・医療検診等が保障されました。年間5mSv以上は「強制移住区域」。1~5mSvの地域は移住の権利が与えられ、移住先での雇用と住居を提供。引越し費用や損失財産の補償を行いました。移住を選択しなかった住民には非汚染食料の配給、無料検診、薬の無料化、一定期間の非汚染地への「継続的保養」を実施。

年間0.5mSv~1mSvの地域は「放射線管理強化ゾーン」として、保養の権利・医療検診の保障がなされて、幅広く市民の健康と生活を守っています。



市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会

ブログ

<https://chernobyl-law-injapan.blogspot.jp/>

電話 090-8494-3856 (岡田)

賛助会員を募集しています。